

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 田村 誠

1 日時

平成24年3月19日（月曜日）

午前10時4分開会、午後1時30分散会

（うち休憩 午前11時54分～午後1時3分）

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

田村 誠委員長、工藤勝子副委員長、渡辺幸貫委員、伊藤勢至委員、及川幸子委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、大宮惇幸委員、小田島峰雄委員、関根敏伸委員、五日市王委員、高橋昌造委員、喜多正敏委員、高橋 元委員、郷右近浩委員、小野 共委員、岩渕 誠委員、高橋但馬委員、後藤 完委員、軽石義則委員、佐々木努委員、名須川晋委員、佐々木朋和委員、佐々木大和委員、千葉 伝委員、柳村岩見委員、樋下正信委員、嵯峨耄朗委員、熊谷 泉委員、岩崎友一委員、高橋孝眞委員、福井せいじ委員、城内愛彦委員、神崎浩之委員、飯澤 匡委員、及川あつし委員、工藤勝博委員、吉田敬子委員、小西和子委員、久保孝喜委員、木村幸弘委員、斉藤 信委員、高田一郎委員、小野寺好委員、清水恭一委員、小泉光男委員、佐々木茂光委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

宮事務局長、及川事務局次長、高坂総務課総括課長、菊池議事調査課総括課長、安部政務調査課長、岩渕議事管理担当課長、多賀主任主査、栗澤主任主査、菊池主査、熊原主査

6 説明のために出席した者

廣田理事兼復興局副局長、平井理事兼復興局副局長、佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長兼復興局参事、阿部政策地域部政策推進室調整監、伊勢環境生活部環境生活企画室企画課長、高橋保健福祉部保健福祉企画室企画課長、飛鳥川商工労働観光部商工企画室企画課長、小岩農林水産部農林水産企画室企画課長、及川県土整備部県土整備企画室企画課長、堀江政策地域部市町村課総括課長、松本県土整備部河川課総括課長、宮復興局総務課総括課長、伊藤復興局産業再生課総括課長、渡邊復興局まちづくり再生課まちづくり再生課長、鈴木復興局生活再建課総括課長、

鈴木復興局生活再建課被災者支援課長、森復興局企画課計画課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

- (1) 現地調査における要望事項への対応状況について
- (2) 岩手県東日本大震災津波復興計画の進捗状況について
 - ア 県復興局からの説明
 - イ 質疑
- (3) 現地調査について
- (4) 災害廃棄物の広域処理に係る岩手県議会の対応について
- (5) その他

9 議事の内容

○**田村誠委員長** おはようございます。ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、昨年11月17日及び24日の両日、被災6市町村において実施いたしました現地調査における要望事項への対応状況につきまして、お手元に配付いたしておりますので、概要について事務局から説明させます。

○**宮議会議務局長** 現地調査におきます要望事項への対応状況について、私のほうから説明をさせていただきますので、お手元の配付資料1をごらんいただきたいと存じます。本資料は、3月1日に各委員に配付したものでございますけれども、改めて概要について御説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思いますが、1の現地調査の実施日程等についてでございますが、今回の東日本大震災津波復興特別委員会の現地調査は、釜石市、大槌町、野田村、大船渡市、陸前高田市及び宮古市の6市町村を対象に、11月17日及び11月24日の日程で実施をいたしました。各市町村からの復興計画の内容、復旧、復興に向けた取り組み状況等の説明を受け、質疑、意見交換を行うとともに、4カ所の応急仮設住宅を訪問し、入居者の方々から直接、生活の状況や課題等について意見を聴取、意見交換を行ったところでございます。

2の要望事項の分野等別件数は、市町村からの要望事項については県の復興計画の10分野に沿って分類したものでございまして、仮設住宅入居者からの要望事項につきましてはその内容により整理したものでございます。市町村からの要望は合計60項目、仮設住宅入居者からの要望は合計63項目となっております。

2ページをお開きいただきたいと思いますが、3の現地調査に基づく執行部への緊急要請についてでございますが、各市町村からの要望項目のうち、県において喫緊に対応が必要

な事項について、平成 23 年 12 月 26 日に田村委員長及び熊谷世話人から上野復興局長に対し緊急要請を行ったところではありますが、(4)の要請事項等の①、埋蔵文化財調査の促進、②、被災市町村への人的支援の強化、③、産業再生に係る支援施策の拡充、④、国の第3次補正予算関係事業の早期執行の4項目の要望事項に対する対応につきましては、表の右の欄に記載のとおりでございます。

次に、3ページから13ページは、市町村から要望のありました防潮堤や復興道路等の整備促進、漁業施設の早期復旧、災害廃棄物の広域処理の推進などの事項への対応について記載しておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

次に、14ページ以降になりますが、仮設住宅入居者からの要望事項への対応状況につきまして記載してございます。仮設住宅の寒さ対策や物置スペースの確保など仮設住宅に関すること、団地内外への街路灯の設置や通路の全面舗装化、集会所の増設など仮設住宅周辺の環境整備に関すること、防潮堤や国道のかさ上げ、浸水地の土地の買い上げなどまちづくりに関すること、災害公営住宅の早期建設など今後の見通しに関することなど、各般にわたる要望があったところでございます。

このうち、寒さ対策につきましては、12月6日にその時点における取り組み状況について執行部から報告があったところではありますが、それらを含めまして取りまとめ、直近の対応状況につきましてそれぞれ表の右の欄に記載しておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

○田村誠委員長 ただいま事務局長から説明させましたが、委員の皆様から今回の現地調査における要望事項への対応状況に関しまして質疑、御意見はございませんでしょうか。

○斉藤信委員 よくまとめていると思っております。それで、関係市町村や仮設住宅には、いつ、どのような形でこれが報告されているのか示してください。

○田村誠委員長 それでは、ただいまの質問についてでございますが、今回の現地調査における要望事項への対応状況については、調査先市町村及び仮設住宅自治会等にこの資料を送付して、回答とさせていただきたいと思っております。よろしいですか。

○斉藤信委員 できれば、こういう回答が出た段階で早くお知らせをしていただければなということで、終わります。

○田村誠委員長 はい、わかりました。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 なければ、それではただいまお話をさせていただきましたとおり、現地調査における要望事項への対応状況については、調査先市町村及び仮設住宅自治会等へ送付させていただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、日程第2、岩手県東日本大震災津波復興計画の進捗状況について、執行部から説

明願います。

○平井理事兼復興局副局長 それでは、岩手県東日本大震災津波復興計画の進捗状況について御説明を申し上げます。

資料といたしましては、岩手県東日本大震災津波復興計画の進捗状況についてをごらんください。まず、1ページをごらんください。復興計画の進捗状況につきましては、迅速な復興を達成するため、計画のマネジメントサイクルに基づき、県が行う施策、事業の実施状況や進捗について明らかにし、計画の実効性を高め、その着実な推進を図るとともに、次に実施する取り組みにつなげていくこととしております。

図1に示しますとおり、県民意識調査、客観指標の把握など、六つのツールを用いて行うこととしてございます。各ツールの作業状況は、表1に記載のとおりでございます。

次のページをおめくりください。本日は、六つのツールのうち、2月末現在で取りまとめました復興実施計画における主な取組の進捗状況を中心に、復興計画の進捗状況を報告いたします。本県の復興計画では、復興に向けた三つの原則のもとに10の取り組み、22の取り組み項目、441の第1期実施計画事業を体系づけておりますが、主な取り組みの進捗状況につきましては、このうち22の取り組み項目ごとに代表的な取り組みを選定し、その進捗状況を毎月明らかにしているところでございます。

添付資料、復興実施計画における主な取組の進捗状況をごらんください。公表する主な取組は、2ページに記載のとおりでございます。2ページに一覧表になってございます。目標値と実績値を表に取りまとめてございます。

これらの内容につきましては、5ページ以降に記載しているところでございます。幾つか例を申し上げます。5ページの防災のまちづくりにつきましては、災害廃棄物の処理について記載しており、仮置き場への撤去につきましてはおおむね完了しておりますが、処理につきましては平成26年3月末の完了を目指しておりますが、処理実績は2月末時点において41万2,000トンと、全体の約9%にとどまっております。

8ページでございますが、復興道路につきましては、国の第3次補正予算によりまして全線事業化が行われており、607億円の予算がついております。ただし、供用中の延長は、その表の下段にございますとおり20%ということになってございます。

9ページをごらんください。生活・雇用につきましては、災害復興公営住宅等の整備と雇用維持・創出に関する取り組みを記載してございます。災害復興公営住宅につきましては、岩手県住宅復興の基本方針に基づき、県営、市町村営合わせて4,000から5,000戸の供給を予定しているところであり、平成23年度着手予定750戸のうち、3団地195戸について設計業務に着手をいたしました。

雇用維持・創出につきましては、緊急雇用創出事業による雇用創出を図っているところでございます。平成23年度は、震災対応分として1万人の雇用創出を予定しておりますが、1月末現在の雇用実績は、そのうち7,136人でございます。

16ページをごらんください。漁船、養殖施設につきましては、平成23年度復旧整備計

画数に対して達成率は57.8%、78.0%となっておりますが、破壊された総数に対する復旧の割合はそれぞれ23%、36%となっております。

水産業・農林業のうち、水産業の再生につきましては、県内に13ある産地魚市場のうち、12市場が再開しており、残る1市場についても本年度内の整備完了を見込んでいるところでございます。

次に、18ページをごらんください。被災企業の再建に向けまして、岩手県産業復興相談センターや岩手産業復興機構による二重債務の解消に向けた支援なども取り組んでいるところでございます。引き続き被災企業の早期再建に向けて、企業グループと個別企業に対する補助、各種融資制度による支援や二重債務の解消、経営面に係る個別相談などの重層的な支援を行っていくこととしてございます。

本日は、主な取り組みの進捗状況にあわせ、各事業の進捗状況を示す平成23年度復興実施計画の施策体系・事業に基づく進捗状況（暫定版）の配付も行っているところでございます。このA3判のちょっと厚い冊子でございます。これにつきましては、現在取りまとめ中であり、今後数値が動く可能性がございますが、これに基づきまして若干の事例を説明いたしたいと思っております。

まず、暫定版の手前に概要版という1枚紙がついてございます。新聞にも報道されました15%のおくれと申しますのは、このペーパーの左下の段、平成23年度中間目標に対する進捗率でございますが、計画以上と、それから順調というのを合わせまして84.5%になります。それ以外のおくれのないしは未実施が約15%あったということでございます。

ちなみに、その左側のグラフ、第1期末目標に対する進捗率につきましては、計画以上が33.5%、順調が5.3%となっているところでございます。これは、3年間の目標に対する数値ですのでこうなりますが、3年後にはこれがBないしA以上が100%になっているという想定でございます。

それから、この暫定版の事例を申しますが、ちょっと厚いほうの1ページ目の事例を御紹介いたしますと、1ページ目の一番上、災害廃棄物緊急処理支援事業につきましては、平成23年度から平成25年度までの事業でございまして、平成23年度の撤去目標435万トンに対しましての進捗度が91.9%、それから処理目標69万2,000トンへの実績では29万1,000トンと、42.1%の進捗、全体としては6.7%ということでございます。

それから、社会資本の整備で、その3段下の河川等災害復旧事業の防潮堤等の応急工事でございますけれども、これにつきましては平成23年度内に完了見込みということでございます。

次に、10ページをごらんいただきますと、生活・雇用の面では、10ページの一番下の段で被災者相談支援センターの開設を沿岸4箇所を目指しておりましたが、それは完了しておるというところでございます。

それから、14ページをごらんいただきますと、保健・医療・福祉の面でございますけれども、高齢者のサポート拠点につきましては、研修会の実施については1回やっているところ

それから、サポート拠点数については27カ所のうち21カ所が整備完了予定ということでございます。残りは来年度ということでございます。

それから、28ページにいただきますと、市町村行政機能の回復でございます。3段目の市町村の事業費を取りまとめ国に報告済みと書いてあるところ、情報システム復旧等でございますけれども、これは本庁舎の応急復旧9市町村、それから情報システムの応急復旧5市町村につきまして完了しているというところでございます。

それから、次の29ページの水産業・農林業についてでございますけれども、養殖施設につきましては、平成23年度の整備目標1万2,000台弱のところ1万台完了しておりまして、83.8%の達成率というところでございます。

それから、45ページでございますけれども、仮設施設でございます。仮設施設につきましては、真ん中の欄に整備決定189箇所、うち工事着工149箇所、112箇所完成という数値がございますけれども、目標としては12市町村で整備をすることということでございましたが、これについては一応達成しているという状況でございます。

以上が暫定版の見方及び事例でございました。今後とも六つの指標を使いました進捗状況の把握及び取りまとめ、必要に応じた実施計画の見直しということを念頭に置いて、進捗の管理をしていきたいと思っております。

○田村誠委員長 ただいま説明のありました岩手県東日本大震災津波復興計画の進捗状況について、質疑、御意見等はございませんか。

○及川幸子委員 私から災害廃棄物の緊急処理支援事業についてお伺いしたいと思います。

このがれき処理ということですが、今広域的な処理を求めて動きをしておりますが、先日、静岡県島田市が正式表明いたしました。住民の反対が本当に少しのようなのですけれども、その反対勢力がとても強く新聞に報道されておりました。やっぱりその原因というのは放射能という部分についての大きな反対でございました。

そういう中で、今後においても広域処理を求めていくと思うのですが、再三において私質問に立っており、広域処理も結構なのですが、岩手県の中で被災地を伺ってみますと、あの広大な土地があるわけでございます。その中で、やっぱり自県処理というもの一つ考えてみなければならぬのではないかと思います。その答えとしては、準備するのに1年ぐらいかかるとか、いろいろお答えいただいているようではございますけれども、自県処理についてやる気がないのではないかと私は思われるのですが、広域処理も大変な反発を受けて、私どもの出したものがまるで悪のように全国から非難ごうごうでございまして。そういう中で、私たちのものは安全だということを戒めるためにも、岩手県の中でどこかで自県処理を進めるという、そういう気持ちにはならないのでしょうか、お聞きします。

○伊勢環境生活企画室企画課長 自県処理をもっと拡大できないかというお尋ねでございますが、仮設焼却炉の増設につきましては、先般御答弁したとおりなのでございます。全体的なスキームといたしましては、まず、がれきの処理につきましては沿岸市町村でやると。その次に、内陸部の市町村に御協力お願いいたしまして、受け入れていただくと。そ

の次に、太平洋セメントを筆頭に民間施設のほうで受け入れていただくと。それでもなお足りない分について、宮古市、釜石市に仮設焼却炉をつくってやっていくと。なおそれで足りない分につきまして広域処理ということで考えておりまして、これが57万トン分あるということでございます。これに関しましては、御指摘のとおりなかなか厳しい反応もございますけれども、最近になりまして若干、例えば他県の市町村の視察がふえてきているとか、あるいは受け入れてくださっている自治体の方々に、みんなの力でがれき処理プロジェクトといったものがつくられたり、あと先週の金曜日でございますけれども、野田総理大臣のほうから全国の都道府県のほうに受け入れの協力要請が出ております。政令指定都市にも出ております。これは、4月6日までに文書で回答するよというよな条項までであるよな照会でございますので、このよなことをもって広域処理が進んでいくよというよなことで考えているところでございます。

○及川幸子委員 もちろん岩手県でも処理しているのはわかっております。しかしながら、見た感じやっぱりこれは進み具合が悪いのではないかとということでお尋ねしているのです。ですから、岩手県にそのほかにももっともっと、広域処理を求めないで処理できる方法を模索すべきではないかとということ再三お尋ねしているわけです。もちろん国のほうでも各県に求めているのはわかっております。しかしながら、岩手県でもやっぱり努力していかないと私はだめだということで、反対意見が寄せられる中で、私たちは絶対安全なものだからやっているのだというところを示さないと、それがまるきり沿岸の中でそういうのが見えないと、住民も安心できないのではないかとと思うのですが、もう一度御答弁いただきたいと思いますが。

○伊勢環境生活企画室企画課長 御心配の向きはそのとおりかと思っております。今考えておりますのは、内陸部の市町村にお願いしている分、これはおおむねお願いできる箇所についてはすべてお願いしている状態でございますけれども、これにつきましてなお余力と申しますか、さらに受け入れてもらうことができないか等、検討しているところでもございます。

また、いずれ3年間で処理を完了するという目標については、それを達成しようということで全力を挙げておりますので、このおくれが挽回できないようであれば、さまざまなあらゆることを検討してまいりたいと思っております。

○及川幸子委員 まだなのですけれども、済みません。3年間で処理するということです。もう1年が過ぎました。私のところに宮城県議会から電話が入りまして、宮城県議会ではがれき処理の部分について再生を考えて、コンクリートについては防潮堤、防波堤に再生して使うという決議を出されたそうです。がれき処理については、他県でもかなりそうして動きが始まっております。この再生については、もし広域に頼んだ場合はできないのではないですか、再生エネルギーとして使う場合は。

○伊勢環境生活企画室企画課長 現在焼却等が必要な量とされておりますのは、183万トンでございます。そもそものがれきの総量といたしましては435万トンでございますので、

この183万トンに至る前に、例えばコンクリートくず、津波堆積物、これが170万トンあるわけです。これにつきましては、復興現地のかさ上げの盛り土とか新たな道路の建設などに使用するという事で考えております。

あと、金属くず、これが73万トンあります。これも435万トンから最初に差っ引いている分でございます、これにつきましては完全にリサイクルできるように分別し、それを売却するという事で考えておりますので、あと木材についてはボードに使うとかあるのですけれども、こんなところを全部差っ引いた残りが183万トンで、そういったような焼却等の処理が必要な量でございますので、その分はあらかじめ見込んでいますのでございます。

○及川幸子委員 残り2年でございます。今答弁いただいた分について完璧にリサイクルという部分で、ほかの県にも負けないように岩手県の意気込みをぜひ持っていただきたいと思っております。最後に、平井理事兼復興局副局長にその点についてお聞きして終わります。

○平井理事兼復興局副局長 現在、海辺のオープンスペースに山積みになっていたり、あるいはそこで分別作業をしていたりするわけでございますけれども、これは市民の復興への感情についても、そのままにしておくことは非常にマイナスであると考えておりますので、今、伊勢課長が答弁しましたとおり、枠組みは広げた次第でございます。これをまず達成していくということが今の私どもの大きな動機でございます。その支障がないように、復興局としても意を払ってまいりたいと考えております。

○佐々木茂光委員 今、及川委員のほうからもお話があったとおり、自前で処理することをやっぱり強く当局も示していかないと、広域の方々の理解を得られないという部分が私はあると思うのです。いろんな選択をしながら、我々としてこういう処理を考えて一生懸命やっているという姿を、実行した皆さんの目に見えるような形で処理して対外的に示すのももちろん大切ですし、そういった取り組みからスタートしていかないと、協力してくれるほかの県の方々の理解というのは、正直言ってよそのごみを受け入れるというのは、やっぱり情動的に本来ない感情だと思っております。確かにきずなだとか、いろんな言葉でそれは表現をされますけれども、住んでいる地域住民にとってみれば、はっきり言って要らないごみなわけです。それを日本全体の中で考えましょうというのは、飛躍した考え方ではないかなというような感情で皆さんやられていると思うのです。ある意味自分たちの財産でありますので、やっぱりこれは自前で、被災地の方々が目に見える形で処理されていくのが本来の復興の姿だと思っております。そのように考えると、本当に自前でやれるものは、もうどんどん、どんどん早く動かしてもらいたい。確かに今数量的にはお話しされました。復興材としてこういう形で使いますというのは示されましたけれども、やはり野積みになっている状態を考えると、復興のスピードというか、被災材の処理が進んでいないと私たちには見えるわけです。ここ1年全然その風景は変わっていませんから。そう考えると、もしそういう考えであるのであれば、その土砂を動かすとか、コンクリートがらを動かすとか、やはり被災者の目に映るような、そういった形で実行に移していただきたいと私は

強く求めます。その辺の考えがありましたらばお願いしたいと思います。

○伊勢環境生活企画室企画課長 まず、平成23年度につきましては、撤去ということを最優先に行ってきたところでございます。それで、一時仮置き場にうずたかくたまっているという状態でございます。平成24年度以降に関しましては、処理が本格化いたします。例えば太平洋セメントにおいては、全数量の80万トン分を処理していただくという一番の大口の処理を期待しているところでございますけれども、こちらのほうが日量1,000トンの処理がスタートできるようになりますのが4月早々になろうかと思えます。こちらのほうがスタートいたしますと、ある程度目に見える形でがれきの部分が減っていくのではないかと考えているところでございます。例えば今、資料のほうに29万トンないし41万トンとなっていましたけれども、最新の値が48万トンになっております。ですので、現地の方から見ますと、少しずつしか進んでいないと思われるのは、そのとおりにかと思えますけれども、今後、今までよりはスピードを上げて処理していけるものと考えているところでございます。

○佐々木茂光委員 確かに、数値で計算して、スケジュール的にはこういうようになっていきますよというのはわかりますよ。そのとおりに進んでいくという計画の中でやっているから。私が言いたいのは、先ほど及川委員が言うように、自前で、やっぱり私たちの地元として、そういう形でやる考えがあるかどうかということなのです。私が言っているのは、3年という問題でないと。もう既に1年たっているわけです。あと2年しかないのですよ。だから、それを予定どおりいけば3年、ここで終わりますよという計画的な考え方で、このがれき処理にかかわられたのでは、私たち被災民にとってはとんでもない考え方なのです。いち早くやってくれということがだれしも望む考え方なのです。逆に言うと、今言っている計画が県にとっては最短の考え方だということなのではないでしょうか。私たちが求めているのは、もっと早くやってくれということなのです。今マスコミなんかで広域処理の問題がいろいろ取りざたされるのだけれども、一向に進んで見えないという。要するに、県としてどのように考えているのだということが、被災民にしてみればそこが知りたいのです。自前でやろうとしているのだと。燃やすなり、それをブルドーザーでおったくるなりと、いろんなことがあるけれども、そういうことすら見えないのだね。岩手県として、ほかにとにかく処理を頼んでいるという姿しか我々には映らないのです。我々被災民の被災県が県としてこういう考え方で皆さんに示すのだと、それがほかにゆだねているという、ある意味おれたちから見るとすごい弱さを感じる、弱く感じるのです。本当に皆さんのことを考えていると、いち早くこうやってやるのだぞというものが伝わってこないのです。それが復興、要するに被災した人たちの気持ちが非常になえてしまうというのが正直な気持ちです。そういったところを精神的なものを酌むよりも、やっぱり実行することでそれを示していただきたい、我々の目に入るもので示していただきたいというのは、一番強い考え方なのです。だから、県として今計画を並べられましたね。ということは、その間にも県とすればこういう方法を何とかできないものかなという考えは、今のところ持ち得ておりま

すか。とりあえず計画を立てたから、とりあえずこの計画を追いかけていってみましょうかという考えでいるのか、いや、こうやって計画を進めようとしているのだが、こういう考えもどうかということ私たちは今考えていますよと、そういう考え方もありますか。

○伊勢環境生活企画室企画課長 おっしゃっているお気持ちの部分はわかります。この計画を作成したときは、最短のスピードで行われると想定したものであります。ただ、その広域処理の部分について、計画を立てたときの状態においては、全国の余剰の処理量を見ますと、単純な理論値からいえば、この57万トンというのはたった1日で処理できるくらいの分量であったわけです。ですから、それを有効に活用するのが最短でできると考えたわけではございませんけれども、御承知のとおり反対運動等があつて、この広域処理のところ非常にクローズアップされてしまっているということだと思っております。

岩手県でも、その処理を全部よその県にお願いしようというわけではなく、仮設焼却炉等もつくって、それで処理していこうということで、宮古市については3月9日、釜石市につきましては1号炉が2月20日、3月中には2号炉も稼働するというので、県としてもできる限りのことはやっているという計画にはなっております。ただ、現状において、前にも部長のほうに御答弁しておりますけれども、この計画どおりにやって、きちっと3年後の3月31日に終わるということではなく、できる限り早くできるところは早くやり、できるだけ前倒しで進めていくと考えているところでございます。

○佐々木茂光委員 執行部の言っていることはわかるのです。こういうようにして計画を立てたら、とりあえずこれでやっていきますよと。私たちが求めているのはこうやってやろうとしているけれども、今、別なこういう考え方もやって、取り組んでいくのですよというものをまず示していただきたいのです。1回計画を立てたから、とりあえずこの推移を見ていくのだというのはわかるのです。それは、やっぱり考え方とすれば事務屋の考え方ですね。3年のスケジュールを組んだから、あとは1日1日カレンダーを見て、追っかけていきましょう、おくれた分はどこかで取り戻すようなという考え方だけですね。確かに、がれきだけにすぎているわけではないと思うのだけれども、我々は、今がれきをいかにするかということなのです。3年といっても、もう2年しかない。2年しかないやつを、では1年でやろうか、1年半でやろうかと、そういう姿勢がまず見えてこない。そこを、そのほかに焼却もします、どこかにも運びます、何かいろいろ話はされるけれども、そのほかにこういう手立てを考えているぞというものがまずあるのかどうか。これから考えるという気持ちも、確かにそれは出てくると思うのですけれども、そういう前向きな姿勢をやっぱり県民に与えてほしいと私は思います。

はっきり語れば、昔みたいにある程度野積みで、山で燃やしてしまったって一向に構わないと思いますよ。私たちの被災地、もう全然ないわけだから、火事の心配もないし、どこかの山に燃え移る心配もないし、燃えるのはがれきしかない。だから、どんどん、どんどん、少しずつ小出しに火つけて燃やしたって、かなりの量は進みますよ。船で運んで大船渡まで行くのも、もちろんそれはありますよ。地元で焼却して、灰になったらもうブル

ドーザーで。だって、現状では水をかぶっているところは、そのまま土地としては使えないのですから。みんなかさ上げをして何かしようという。燃えかすは灰にしかないのです。だから、そういう処理も一つの方法ではないかと思うのです。私は、ある意味乱暴な処理の仕方だと言われるかもしれないけれども、今これを脱するのはその方法しかないと思っています。そういった考え、よく現場の中に入って見てください。計画を追いかけるだけではないと思います。ある意味もっと強い意志を持って、がれき処理に対応していただきたいということを強く望んで終わりにします。

○名須川晋委員 がれき処理に関しまして、2点関連質問させていただきます。

まず、ごみ処理についてさまざまな検討をするということでした。自県で処理をするというのが一番手っ取り早いということであろうと思います。最近全国的な風向きは変わっていますけれども、やはり早めるには自県処理が手っ取り早いとすれば、例えば内陸のごみ焼却場、それぞれの組合等ありますが、そちらのごみを県外のほうに移送してごみ処理場をあけてもらって、内陸で処理をするというやり方も一つの方法ではないかと思いますが、これについてはいかがでございましょうか。

それと、ちょっと図書館で経済紙を見ておりましたら、がれき置き場に不法投棄をしていく業者がいると、有害物質が入ったごみを不法投棄していく業者がおったということが報道されておりましたけれども、現実としてそういうやからが、ならず者がいるのかどうか、そしてそれに対しての対応がされているのかどうかについてお聞かせください。

○伊勢環境生活企画室企画課長 まず、内陸市町村での処理量をふやすことについてでございますけれども、現在11カ所の内陸の焼却施設のほうに受け入れをお願いしているところでございます。これにつきましては、内陸の処理量がふえるということは、自県処理量がふえるということでございますので、なおこの数量ふやせないかについては協議調整しているところでございます。

あと、もう一つの産業廃棄物等の不法投棄があるのかということでございますが、恐らくその経済紙、私も拝見しているとは思いますが、6万トンとかというような分量でございますと、10トントラックで6,000台分ということになります。一時仮置き場については、日々見ているわけでございますので、そのような量が不法投棄されていけば、当然気がつきます。要するに他県の産業廃棄物を当県の一時仮置き場に捨てられているという状態はないものと思っております。ただ、一時仮置き場への不法投棄というのは、小規模であれば想定されたものではございましたので、一時仮置き場に囲いやゲートを設けて、警備員を配置し、搬入搬出車両にICカードを持たせると。あとは、搬入車両のダンプカーに表示を設置するとか、あるいは定期的なパトロールを行うといったような対応をしているところでございます。

○名須川晋委員 2点目についてはわかりました。

1点目でございますが、今はそれぞれのごみ焼却場の余裕分において処理をしてもらっているということでございますので、震災がれきは現実には放射線にほとんど汚染されて

いないのですけれども、そういうアレルギーが国民の中に、ほかの地域の方にあるのだとすれば、内陸で処理している自地域内のごみを他県で処理していただいて、内陸でがれきを焼却するという手法もあるのではないかとということでございますので、これについて平井理事にお聞きしますか、お願いします。

○伊勢環境生活企画室企画課長 今の要するに玉突き移動のようなアイデアかと思えますけれども、ちょっと今この場に廃棄物の処理及び清掃に関する法律と言われる廃棄物の法律の担当の者がおりませんので、今それが可能かどうかということは判断しかねますが、アイデアとしては承って検討してまいりたいと思います。

○平井理事兼復興局副局長 いわゆる玉突きについては、申し上げたとおり可能かどうかチェックしてまいりたいと思います。

そのほかに、がれきの処理につきましてはいろんな方からいろんな技術的な提案があると。それは、すぐに実行可能とも思えないものがいっぱいあるわけでございますけれども、それも含めて私どもは技術提案については門戸を閉ざすことなく、謙虚に検討していくというスタンスをとっておりますから、この件につきましてもそういうスタンスで臨みたいと思います。

○嵯峨吉朗委員 私からは、生活の再建にかかわる住宅と、あと移転について何点かお伺いしたいと思いますけれども、今も被災地では住宅をまとめた集団移転の方法として、三つの方法があるようです。いわゆる防災集団移転促進事業と漁業集落防災機能強化事業と土地区画整理事業、この割合はどうなっているのかお聞きしたいのと、もう一点、防災集団移転促進事業については、これは100%の合意が必要なのかどうか、その点について伺います。

○平井理事兼復興局副局長 防災集団移転促進事業と、被災市街地復興土地区画整理事業の比率につきましては、ちょっと手元にはございませんので、これは後ほどお答えできるかと思っておりますので、お答えしたいと思います。

それから、防災集団移転促進事業の対象地区につきましては、その方々全員の合意が必要だということでございます。

○嵯峨吉朗委員 全員合意とれそうですか。とれない場合はどうなるのでしょうか。

○平井理事兼復興局副局長 これは、今市町村におきまして、あるいはその地区の区長たちの努力によりまして、鋭意その地区の意思の取りまとめを行っているところということでございます。もう既に成功したところが一つ、二つ出ておりますけれども、そういった積み重ねで円満に移転をしていただくことができるよう努力していくべき筋のものと思います。

○嵯峨吉朗委員 結局、その防災集団移転促進事業がなかなか全員の合意を得られないということで、漁業集落防災機能強化事業に移っていくという自治体もあるわけですね。ですから、そういうようにやっているところが、現実的には対応しているのでしょうかけれども、集団移転事業をあくまでやるといって合意形成がなされない場合はどうなるのでし

ようか。

○平井理事兼復興局副局長 合意がなされない場合がございますけれども、通常の公共事業と違いまして、収用等の対象にはなってございませんので、収用法に基づく処分というのはできないというのがまず1点でございます。

それから、あくまで新しい地区を形成するという観点でございますので、それは合意できる道筋はあくまでも見つけていくということかと思えます。

それから、漁業集落防災機能強化事業等に移行していくということも、それはそれで一つの方法かと思えます。その際に、いろんな条件が急に不利になったりしないようなことについては、今、国に要望をしているということでございます。

○嵯峨吉朗委員 私が思うには、結局、今の状態で100%の合意形成というのはかなり難しいと思うのです。では合意形成できなかつたら、そのままかということ。今の話だと、そのままかということでしょう。合意形成できない場合には、合意形成の努力を促すと。できない場合には、そのまま塩漬け状態でやるしかないということですよ。私はできれば、これは8割でも7割でもいいからやりましょうという柔軟な対応ができるような事業にするように国に要望すべきだと思うのですけれども、そういう考えはないですか。それで、もし本当に100%にならない場合にはこのままということですよ。

○平井理事兼復興局副局長 防災集団移転促進事業の一つの特徴は、エリアの設定の仕方に余り厳しい基準がないということでございます。したがって、合意できた地区から移転を決定するということが一つの方法だと思います。しかしながら、やはりこの地域は一体で考えたほうが良いというケースは多々ございますので、委員がおっしゃる方向性も一つのこの制度の改善の方向性とは考えてございます。

それから、恐れ入ります。先ほど御質問のありました比率ということについてでございますが、復興交付金事業計画の第1次の事業計画を1月31日に提出してございますけれども、その要望ベースでいきますと、防災集団移転促進事業が35地区、それから土地地区画整理事業が19地区、それから漁業集落防災機能強化事業が24地区でございます。

○嵯峨吉朗委員 ぜひ、こっちから提案していったら、そうしないと恐らく取り残される可能性があるなと思って、それを危惧しておりますので、対応していただきたいと思えます。

それと、議会等で議論になりましたけれども、応急仮設住宅の入居期限と公営住宅の建設時期とのかかわりをちょっとお伺いしたいと思いますけれども、現在、このみなし課税住宅等に居住している方はどれぐらいいるのか教えていただきたいと思えます。何世帯といたらいいのかな。

○鈴木生活再建課総括課長 応急仮設住宅等の入居者の状況ということでございますが、3月9日現在でございますけれども、応急仮設住宅、いわゆる建設した応急仮設住宅につきましては、3万813名入居されていらっしゃると思います。民間賃貸住宅につきましては、8,390名でございます。このほか、雇用促進住宅2,414名、あと公営住宅等ということで598名ということでございまして、合計で応急仮設住宅等入居者4万2,215名という状況になっ

ているところでございます。

○嵯峨吉朗委員 この間の質疑を通じていると、いわゆる応急仮設住宅の供用期間については、建築基準法の特例措置によって1年ごとに延長するということは了解していました。ただ、実際にこれも具体的な期限延長は、今後、国と協議したいということになっておりますけれども、どういう方向性が想定できますか。

それと、みなし仮設住宅は2年以内ということ、これについても国の見解は必要があればその期間の延長をすることを考えている旨の回答をいただいた。延長について、国に働きかけていきたい。今の時点の見通しはどうなっているのでしょうか。

○鈴木生活再建課総括課長 本会議でも御答弁させていただきましたけれども、再三にわたりまして国のほうに対しましては要望させていただいているところでございます。建設した応急仮設住宅につきましては、委員が仰せのとおり建築基準法の特例措置によりまして1年ごとの延長は可能となっておりますが、まだ現実的に承認という状況にはなっておりません。また、民間賃貸住宅につきましては、必要があればというような話でございまして、これにつきましても現段階では延長というようなことが確定されているわけではございません。したがって、私どもといたしましては、できるだけ早く被災者の皆様方の安心感というようなこともございますので、延長措置について御承認いただきたいということで、引き続き強力に要望等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○嵯峨吉朗委員 2年間という、あと1年なのですよ。1年後どうなるかわからない状態で住んでいるというのは、非常に不安ですよ。ですから、強力にやるのはいいけれども、もっと強力にお願いしたいと思います。それが不安解消の一つだと思うので。

問題なのは、みなし仮設住宅などです。今の方針だと、まだ確定していないということですが、国のほうでも応急仮設住宅については可能性が高いわけですね。みなし仮設住宅については、余り可能性がないような話ですが、先ほどの説明ですと8,390名がみなし仮設住宅に今住んでいると。来年切れると、その人たちはどうなるのですか。

○鈴木生活再建課総括課長 前段、いずれ早急に国に対しましては延長の措置を認めていただきたいということでございます。現段階で切れればどうなるかということになりますと、民間賃貸住宅に住んでいただいている方が改めて大家さんと協議をして、引き続き自分で家賃を負担してお入りになるか、そうでなければほかのところに転居していただくということになるかと思っております。そういうことにならないように、早急に延長を実現してまいりたいと考えているところでございます。

○嵯峨吉朗委員 ずっと説明を聞いていると、今のままでは、8,390名は住むところを自分で探して、自分で家賃を負担しろという可能性が高いですよ。僕は、国のほうでは必要とあらばと——これをもって必要性を感じない国はいかがかと思うけれども、それをもっと強く言わないと大変なことになるのではないですか。しかも、同じ被災者でも応急仮設に住む人は1年ごとに対応に差も出るわけですよ。そして、この間の課長の説明ですと、国は どうして こういった差をつけるのだというので、一定の見解を言いましたけれど

も、応急仮設住宅は1度に支出するから、その後の支出はそうないからと。みなしだと、毎年出ていくからという形でしたね。ところが、応急仮設住宅も多分夏になったら、冬用の対応をしたのが邪魔になってくるでしょう。囲いを取るとか、手がかかるのではないですか。そうすると、またその作業が出てくるのではないですか。冬になれば、また囲いをつくるということは、ずっと同じように経費かかってくるのではないですか。そういう視点からすると、いずれも1回投資すればおしまいというようにはならないですよ。だから、多分その施設がそうだとすれば、現実はそうではないかなと私は改めて思ったのです。それは、何かあったら言っていたいただければいいのですけれども。

一方では、県は復興公営住宅を今やっています。それが平成24年度中の予定でいいますと、県分と市町村分、合わせて2,428戸ですよ。ということは、来年4月に8,390人の人が路頭に迷った場合にここに住めるかということ、実際にはこれでは足りないですよ。ここに住めるような形でやっているのかなと私は思っていたのです。そうすると、平成24年度中に二千数百戸程度できたのであっては、みなし仮設住宅で住めなくなった人たちを住まわせることはできないですよ。どっちからどういっても、県の対応はちょっと現実的ではない。これを放置して、どうなのでしょう。岩手県だけの問題ではないかもしれないけれども、国にもっと強く働きかける必要が私はあると思います。

○鈴木生活再建課総括課長 まさに仰せのとおりでございます。これまで県議会の皆様方からも強くお話をちょうだいしておりまして、私どもといたしましても知事、副知事を先頭といたしまして要望活動をやってきております。改めてまた国のほうに強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

○嵯峨吉郎委員 安心、安全ですから、強く、本気でやってもらいたいです。不安でしょう、間違いなく。実際に対応できないのですから、このままいったら。さっきの集団移転もそうですけれども。

それと、大体終わりにしますけれども、県の復興局についてですけれども、平野復興大臣がこういうことを言っていました。復興庁は基本的に実施権限はないと。復興交付金も額は決めるが、最終的な実施は各省だと。だから、決裁機能は最初からない。復興庁の役割は地元の要望を各省の本省に上げて検討してもらい、答えを伝えるという被災自治体の代理人のイメージだと、調整が主になるということを書いていましたけれども、県の復興局も一緒ですか。

○廣田理事兼復興局副局長 我々復興局は、今年の4月25日に、41名でスタートしております。実務面では、各部でやる部分もありますけれども、全体のコーディネートとか、具体的に生活再建の業務とか、あるいは計画づくりとか、まちづくりというのは当復興局で担当しておりまして、その分野ごとに各部でやる分と復興局で担う分ということで分担しながら、県庁全体として復興に取り組んでいるところであります。

○嵯峨吉郎委員 そうとしか言えませんよね。一生懸命8月からやってきていますから、国より早かったわけですから、この半年余りですか、平井理事、廣田理事を先頭に頑

張ってきたと思うのですけれども、お二方とも3月であれですか、ちょっとわかりませんが、これまでずっとやってきて、どうでしょう。復興に対して、これがもっとこうしたかったとか、もっとこうあればいいとか、そういった所感があればそれぞれお伺いしたいのですけれども。

○廣田理事兼復興局副局長 4月25日にスタートしておりますので、大体10カ月、11カ月になるでしょうか。我々としましては、被災者の方々に寄り添って、できるだけニーズに応じたスピーディーな対応ということで心がけてきたところであります。避難所から仮設住宅、仮設住宅に移られた方については、できるだけ早く恒久住宅というようなこと、そしてそれぞれのステージにおいてさまざまなニーズなり要望が出てくるわけでございますので、それも現地に相談センターを設けて、市町村と一緒にできるだけ酌み上げて、我々として対応できることは対応すると。国の制度なり予算がなければできないことは、どんどん要望していくということで、可能な限り全力を尽くして取り組んできたところでございまして、まだまだ復興は時間がかかる、不十分なところがあるかと思っておりますけれども、さらにこのスピード感を持って取り組んでいくことを期待しているところでございます。

○平井理事兼復興局副局長 私の担当は、復興計画をつくり、それから復興に関するいろんな制度を見てきて、国のほうの動きとしては第3次補正予算ですとか、あるいは特区法の成立というのを見てまいりましたけれども、そのやりとりがすべてうまくいったとは申しませんが、局長の動きも非常にスピーディーで私どもに指示をいただいたおかげで、岩手県として言うべきことは言い、現時点で最大限とすべきものはとっているのではないかと感じております。何よりも国の復興庁と、それから各省との関係もそうだと思いますけれども、私どもは被災地、被災者、あるいは被災地の行政という立場に立って、時には県庁内各部に物を申しますし、あるいは国に対していろんな制度要求もしていくという、被災地からの発想ということが重要ではないかと思っておりますので、今後ともそれは続けていってほしいなと考えてございます。

○福井せいじ委員 今、嗟峨委員のほうから合意形成という言葉が出ましたが、この合意形成ということについてお聞きしたいのですが、今回、防災集団移転促進事業あるいは危険区域、浸水区域からの移転ということに伴って、どういった段取りで合意形成を図っていくかということを、この前復興局のほうにお邪魔してお聞きしましたところ、住民説明会を行う、アンケートをとる、そしてその中で課題となっているところに対しては、個別訪問をして合意形成を図っていくということでありますが、今、個別訪問をする対象の戸数というのは、全体で把握しておられるのでしょうか、お聞かせください。

○平井理事兼復興局副局長 ちょっと手元にございませぬので、後ほどお答えしたいと思います。申しわけございません。

○福井せいじ委員 私は本当に合意形成をいつまでに図るのか、そしてその合意形成を100%にするのか、あるいは90%にするのか、80%にするのか、課題となっている戸数が

何軒あるのか、そうであるとすれば 100%行うとすると、例えばですよ、まだ1万軒の合意を図られていないという戸数があるとすれば、1日何軒やる、例えば300日間にやらなければいけなければ、33軒の合意を1日にとっていかなければいけない。そのためには、人数が何人いなければいけないと、そういったことから本来この合意形成のシステムが始まるのではないかと思うのでありますが、そういうことをいかに取り組んでいくか、私はいつまでにこの合意形成を図るかというのが一番被災者にとっては大事ではないかと思うのです。いつまでにどこに住めるのだろうか、こういう希望がない限りは、なかなか現状に耐えることができないと思うのでありますが、その手法、日にちについて、あるいは今何人がこの合意形成の個別訪問に携わっているかはわかりでしょうか。

○平井理事兼復興局副局長 合意形成に携わるニーズにつきましては、申しわけございません。後ほどお答えいたしたいと思います。

それで、スケジュールリングについてでございますけれども、各市町村では地区数はもちろん特定をしていて、そこでどういうスケジュールで説明をするのだと、あるときまでに合意形成をしたいというスケジュールは立てていると思います。それをしていく人数につきましては、現時点では足りない状況にあるというのが現状かと思えます。今、都市計画関係で50名ほどの人数をいただいているところですけども、それは今動き出しているところについて重点的に導入しようということでございます。防災集団移転の事業が、あるいは区画整理の事業が佳境に入りますと、まだまだ人数が足りないという認識でございます。

それから、やはり地区レベルの説明会の後、地区で合意に至らなかったときに、なかなかそこから先はスケジュール感が立ちにくいわけでございますけれども、これについても市町村の役場と、それから区長等が綿密に連携をして、できれば1カ月ぐらいで合意を形成してほしいというようなやりとりをしながら、地区に汗をかいていただいているということを伺ってございます。それが現状かと思えます。

○福井せいじ委員 私は、この個別相談ということ、そして合意形成ということが、一番大変な作業になると思います。大変な軒数を一体どのような方が訪問して、どのような合意を形成していくのか、これは非常に高いスキルも求められますし、そして時間もかかることでありますから、まずいつまでにやるのだというゴールを決めて、そしてそのためには何日間必要だ、何人必要だ、いつからやらなければいけないということを明確にすべきだと私は思っています。先ほど嵯峨委員から仮設住宅の期限と公営住宅の着工件数と、そういった矛盾もあるように、いつまでに何をしなければいけないというのが明確に定められていない。そして、そのために何人必要だ、何日必要だ、何時間必要だという、そういったことを一つ一つ決めていかなければ、私は具体的な日付、具体的な場所、具体的なイメージがわいてこないのではないかと思いますので、ぜひともそのような小さいことから始めていただきたいと思っております。これは一つ要望です。

次に、先ほどやはり嵯峨委員がお話ししましたが、県と復興庁との関係なのですが、私

は役割がどのような形になっているとかよく見えてきません。例えば先ほど復興庁は地元
の要望、その代理人だというお話しをしましたが、県と復興庁とのいかなる形で、今情報
交換、あるいは交渉をしているのか教えていただけますか。

○**廣田理事兼復興局副局長** 復興庁との情報共有、情報交換の場ということでございます
けれども、一つは県が毎月1回、2回やっております本部会議に出席を賜っておりますし、
また復興庁でやはり現地の連絡会議というものを毎月やっております。これは、関係省庁
の方々が出るものでございますけれども、県としてもそれに出席をしているというのがま
ず定期的な共有、意見交換の場でございますが、あとは個別に、特に1月から3月をかけ
ましては特区の関係、交付金関係でほぼ毎日と言っていいくらい綿密に担当同士が相談
したり協議したり、さまざまな議論をするということで、相当我々としましては濃密に接
触を図って、情報を共有しているところであります。

○**福井せいじ委員** 今、月に2回本部と県、あるいは現地での会議が開催されているとお
話ししましたが、けさの岩手日報、陸前高田市の戸羽市長のコメントが載っておりました
が、国がなかなか見えてこないのだと、国のやっていることが見えてこないのだと。どう
してそういうことになるのか。現地での会議とは一体何をやっているのか、私はちょっと
わからないのですけれども、どうしてああいったコメントが出るのでしょうか。ちょっと
もしおわかりでしたら、お考えがありましたら、お聞かせください。

○**廣田理事兼復興局副局長** 先ほどお話しいたしました現地でのというのは、盛岡での会
議をやるということに、仙台とかから関係機関が来るという意味でございまして、沿岸被
災地でやっているというわけではありません。

○**福井せいじ委員** そうすると、その仲立ちをするのはだれなのですか。県もその仲立ち
をしていかなければいけないのではないのでしょうか。県と復興局が月に2回会議をやっ
ていると。そうであるとすれば、被災地の情報をいかに伝えるか、その役割は県にあると思
うのですが、いかがですか。

○**廣田理事兼復興局副局長** 国の支所というものも宮古市と釜石市に置かれまして、職員
が3人ほど常駐しているという状況が2月のスタートと同時に始まっております。それは、
それぞれの県の合庁の中にスペースを設けてやっておりますので、いわば県と国は同じよ
うな情報を共有できる環境にありますので、そうしたところで現地の声を聞きながら、必
要に応じて盛岡なりでそういった問題が被災地であるよというようなことが上がってくる
形にはなっております。

○**福井せいじ委員** ありがとうございます。いずれにしろ、さまざまな仕組みをつくるこ
とも必要ではないかなと思います。被災市町村、そして県、そして国、ある意味でそうい
った場をつくるのも一つの役割でありますし、そしてその場の中でどのようなことを決め
ていくのか、ただただ情報交換をして、それで終わるのではなく、課題を出したらいつま
でに返答をいただくと、そういった仕組みもつくっていただきたいと考えています。

私は、国を動かす主役は被災地の方々であると思いますが、その主役をどうやって動か

すか、それを監督する役割が県にあると思います。ぜひとも今被災地にいる主役の方々がうまくこれから希望ある地域をつくるために、その主役が働けるように、活躍できるように、監督として、コーディネーター役として県がこれからもそういった役割を担っていただきたいと思います。これは要望であります。

次に、仮設住宅におけるコミュニティづくりについてお聞きしたいと思います。一般質問で岩崎議員のほうから仮設団地内のコミュニティの形成について質問がありました。そのとき、新しい公共の場づくりのためのモデル事業の中で、コミュニティ創造において必要な人材養成、コミュニティ活動や地域コミュニティ再生を支援しているというお話をなさいました。また、きょういただいている資料、復興実施計画における主な取組の進捗状況の中で、10 ページ、地域における高齢者等への支援ということで、さまざまな活動をなさっているということをお聞きしましたが、この担い手というのはどのような方が行っていて、そしてこの人材養成というのはどのような形でやっぴらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○鈴木生活再建課総括課長 応急仮設住宅におけるコミュニティの再生についてでございますけれども、私どもといたしましては、生活支援相談員を市町村の社会福祉協議会のほうに配置をしていただきまして、生活支援相談員が応急仮設住宅団地を回っている中で、自治会と一緒になましているいろんな被災者の皆さんの御相談でありますとか、コミュニティの再生の支援も行っております。また、市町村によりましては緊急雇用創出事業を活用いたしまして、仮設住宅団地の支援員という形で配置をしております。例えば大槌町でありますとか、大船渡市でありますとか、そういうところではその支援員と一緒になまして支援をしているということでございます。

○高橋保健福祉企画室企画課長 被災地の高齢者等への支援の担い手についてでございますけれども、基本的には職能団体であるとか、あるいは県長寿社会振興財団等のように、一定のスキル持った方々、あるいは老人クラブによる友愛的な支援であるとか、そういったような形で行われております。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。ぜひ地域の方々に担っていただき、地域の方々が自主的にこういった事業を継続できるような体制を、仕組みをつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。これは要望です。

次に、復旧工事全般において・・・。

〔「関連は関連なんだから」と呼ぶ者あり〕

〔「正式に指名したのでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員 よろしいですか。順番いただいたので、済みません、何度もやりました。

次に、復旧工事についてお聞きします。今まで予算特別委員会あるいは一般質問の中でたくさんの復旧工事がありました。県土整備部、農林水産部、教育委員会、そしてまた国、県、市町村の工事、それに加えてこれから民間事業者、一般の住宅については既に始まっ

ていますが、この部局間の工事の総合調整というのは復興局がやるのでしょうか、教えてください。

○平井理事兼復興局副局長 例えば公共工事が立て込んだときの調整ですとか、あるいは部局間にわたる案件と申しますと、環境アセスの問題ですとか、あるいは遺跡の発掘調査の問題につきましても、大きな制度要求については復興局で関与いたしますけれども、個別の案件については県土整備部と各部局でやっている次第でございます。

○福井せいじ委員 私は、予算特別委員会の総括質疑のときにもお話ししましたが、これから大変な工事が集中していく、そしてまたその中で資材であるとか、労務担当者であるとか、不足していくことが予想されますが、部局間の調整あるいは国、市町村等の工事を総合的に調整していく、そういった場が必要になる、あるいは機関が必要になると思いますが、その件について復興局からは当局のほうに何か助言はしているのでしょうか。

○平井理事兼復興局副局長 特にこれから大きな公共工事がたくさん出てくると、小さいのもたくさん出てくるわけですが、そのときに受注者側で本当に大丈夫なのかということ、それからもし大丈夫でないとすれば、発注の制度をどうするかというようなことにつきましては、県土整備部でやっておるところでございます。ただ、その方向としては、総合的な調整機関、調整部局をつくるということではなくて、今、県の建設業協会というものもございますから、そこと密接に情報交換をしながら、今後の公共事業の受託あるいは請負の可能性について検証をしているところと考えてございます。

○及川県土整備企画室企画課長 国、県、市町村のこれから復旧、復興工事の需要がかなり多くなるわけですが、県庁内でのいわゆる受注調整というか、全体のどれだけ出ていくのかも含めた調整については、今後の対応ですが、県庁内に情報連絡ができるような、そういったテーブルをつくりたいと考えております。

それから、沿岸振興局管内の地域単位においても、国、県、市町村などの発注者と建設業者、資材納入業者などの業界団体との情報交換の場を設けて、資材の供給量の把握とか、何が問題になっていくのかも、いろんな問題、課題があるわけですが、そういったものの調整する場を、今後設けたいと考えております。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。今からたくさん事業が出てきます。今回の定例会を聞いていても、病院を優先すべきだとか、公営住宅を優先すべきだとか、災害を重点にした防潮堤を優先すべきだと、あるいは復興道路を優先すべきだと、さまざまな考え方があります。この優先順位を明確につけて、被災地のために今何が必要か、そうすると何から先にすべきなのか、全体を俯瞰する立場として、どなたかがそういった調整をする必要があると私は思っております。もしかしたら、県の中で今の能力では補いきれないというのであれば、あるいは国からもそういった方を招聘しながら、俯瞰的立場でこの事業を進めていきたいと私は考えます。廣田理事の所見を伺って、終わりたいと思います。

○廣田理事兼復興局副局長 先ほど来、平井理事、課長からも答弁しておりますとおり、

我々は大変危機感を持っております。おっしゃるとおりでございます、各部がそれぞれ県全体でどういう取り組みをしていくかということで、けさの幹部会議でもそういった情報を共有したところでございますので、相当危機感を持ってこれから対応していきたいと思っております。人材のお話につきましては、今後の課題ということで承りたいと思っております。

○齊藤信委員 最初に・・・。

〔「関連か」と呼ぶ者あり〕

○齊藤信委員 関連ではないよ、順番だよ。

土曜日の新聞の1面に被災3県県立病院の再建、県に交付金75億円と、こういうのが出ました。これは、保健福祉部の資料というか、環境福祉委員会で出された資料もあるようですけれども、国の地域医療再生臨時特例交付金ですか、これが既に交付決定されていると。県立病院再建の場合75億円だということであれば、来年度に県立病院再建の予算だとか、実施計画にちゃんと盛り込むとかいうことをすべきだと思うけれども、具体的にこの交付金の中身、県立病院再建の中身、現時点でどうなっているか示していただきたい。

○高橋保健福祉企画室企画課長 国の平成23年度第3次補正予算で追加交付されることとなりました地域医療再生臨時特例交付金の使い道ということのお尋ねかと存じますが、この交付金を活用しまして、本県医療の復興計画を策定しまして交付金を得たわけですが、一つ目として被災した医療提供施設の再建、医療連携の推進等を図ることとしまして、お尋ねのありました被災した3県立病院を初め市町村の国民健康保険診療所、保健センター等の公的医療機関等の再建と民間診療所等の再建を支援し、本格的な医療提供体制の再建を図るということで、およそ基金約131億円を充てると。そのほか、ICTを活用した診療連携であるとか、あるいは被災地における医療人材の確保、育成、そのほか県域を越えました災害時支援体制の強化等の取り組みを進めていくよう考えております。一部民間診療所等の再建でありますとか、災害拠点病院における非常用設備の充実等につきましては、既に当初予算案にも計上しているところでございますが、今後事業の具体化を進めるものにはありましては、圏域における検討も踏まえながら、必要に応じて見直しなども進めながら、最終的には県の予算編成を経て議会において御審議いただくことになるものと考えております。

○齊藤信委員 県立病院の再建問題というのは、私は復興計画の中でも本当に緊急、重要で、中心課題の一つだと思います。国の地域医療再生臨時特例交付金の交付決定がされたということは、これは本当に極めて重要な前進だと思うのです。しかし、きょう出されたこの実施計画の暫定版の中に病院の再建というのは入っていないのではないのでしょうか。やっぱりこういう大事なものは、細目決まってからというのではなくて、ここまで病院再建の中身が示されているなら、当然実施計画の中にも盛り込んで示していく必要があるのではないのでしょうか。

○高橋保健福祉企画室企画課長 交付金のほうが交付決定になりましたけれども、今時点ではさきにお認めいただきました2月補正予算におきまして基金のほうへ積み立てるとい

う措置をとったところでございます。今後細部の事業が具体化していくことになるわけですが、実施計画への計上等につきましては、計画のローリングと復興局のほうとも調整して適切に進めてまいりたいと思います。

○斉藤信委員 わかりました。いずれ国の財源というのは、基本的には確保されたということで、私は医療局の審査でも聞いたけれども、今から設計に着手して最低でも3年かかるというのです。だから、そういう意味でいけば、財源がないならともかく、財源が明確に示された段階で、早く土地の確保を含めた取り組みを進めていただきたい。

次に、災害廃棄物の問題、私もお聞きしたいのだけれども、復興実施計画の施策体系・事業に基づく進捗状況の暫定版1ページのところにこれが出ていますが、私は広域処理を進めるということは極めて重要だと思います。今回のような大災害のときに、全国的な支援、協働というのはやっぱり必要になってくると思うのです。そういう意味で、この広域処理を進める上で一番懸念されているのは放射能汚染の問題なのです。しかし、現実には汚染したものは出していないわけです。出さないわけです。私は、そのことの徹底がやっぱり弱いのではないかと。県のホームページを見ただけでも、岩手県久慈地区及び宮古市内の放射能濃度測定結果についてと――災害廃棄物についてですよ、11月のやつしか出ていないのです。これを見ると、例えば洋野町だったら、災害廃棄物全体では36.2ベクレル、久慈市だったら36ベクレル、宮古市の場合は27.4ベクレル。8,000ベクレルと言われる基準から見たらほとんど問題ないと。せめて毎月こういう情報を提供していれば、私はかなりの程度理解が進むのではないかと。一番現場を見てもらえれば理解は進むと思うけれども、やっぱり県とすればせめて月1回ぐらい。私は、どんどんこのベクレルが下がってくると思いますよ。だから、そういう情報公開をして、広域処理をしっかりと進めていくということは必要だと思いますけれども、いかがですか。

○伊勢環境生活企画室企画課長 受け入れ先の都道府県ないし市町村ごとに何ベクレル以下のものにしてほしいといったようなオーダーがございまして、それに従いまして搬出する際は計測の上、出すというような体制を組むこととしておりますけれども、広く公表することにつきましては、本県の広域処理をお願いしている災害廃棄物の放射能の度合いが低いということを広く知らしめる効果はあろうかと思っておりますので、それについてはちょっと担当課のほうと検討させていただきたいと思っております。

○斉藤信委員 積極的に、やっぱり情報公開なのです。それが伝わっていないというところに私は一番の問題があると思うので、せめて月1回程度はきちっとやっておけば、そしてこのデータはどんどん下がっていくと思っておりますから、ぜひそういう手立てを一つとっていただきたい。

暫定版の5ページですけれども、公共施設等への小規模なクリーンエネルギー設備の導入で、これは今年度5カ所、目標値からいけば125%の達成ということになっていましたが、これは今年度どこに設置されたのですか。

○田村誠委員長 わからなければ後でもいいと言っているよ。

○齊藤信委員 後でいいです。ロスタイムになるので。わかったら教えてください。

暫定版の11ページのところに、住宅の問題ですけれども、これは被災住宅改修支援事業で、今年度は計画値870戸に対して415戸、47.7%、改修に対する補助です。宅地の補助については、300戸の目標に対して210戸ということでしたが、これは本来喜ばれる事業なのだけれども、なぜ今年度目標の半分以下にとどまったのか、来年度の見通しを示していただきたい。

あわせて、11ページの下の方に災害復興再建住宅建設促進事業で住宅に対するバリアフリー工事、県産材工事が、そして災害復興再建住宅融資利子補給事業で平成23年から平成25年の3年間の目標値が出ているのですが、バリアフリーは3年間で1,080戸、県産材使用で840戸、利子補給の場合だと新築で580戸ということになっていますが、3年間でですよ、これはこの程度しか見込めないと。実際に希望があれば、さらにこれは拡充するというので受けとめていいのですか。

○大水建築住宅課総括課長 まず、被災住宅改修支援事業につきましてですけれども、12月議会でお認めいただきまして、これは市町村補助ということになりますので、その後説明会を開催し、各市町村に制度の導入をお願いしているということでございます。現在内陸を中心に、順次花巻市等の各市町村で制度導入が進められておりますけれども、市町村補助ということで、市町村が制度をつくる必要があることから、現在の実績値が415件ということになっております。今後さらに市町村に働きかけまして、制度の導入ということを進めてまいりたいと思っております。平成24年度当初には23市町村程度で制度がスタートするという状況になりますので、さらに制度の普及が進むように進めてまいりたいと考えております。

また、利子補給と、それから新築に対する補助でございますけれども、現在の想定ということで平成25年度までの数字を載せてございますけれども、これについては今後の被災地の状況、復興の状況によって数字が当然変わってくると思っておりますので、実需に応じて補助ができるように対応してまいりたいと考えております。

○齊藤信委員 次に、29ページの水産業の振興ですけれども、これは私、予算特別委員会の農林水産部審査でも指摘をした問題ですが、漁船の確保が計画では3年間で6,152隻になって、交付決定が5,222隻で、実績値がここでは3,600隻となっておりますが、今年度予算で6,800隻予算化しているのです。そして、6,800隻という目標自身も、私は1万3,000隻の流失から見れば少ないのではないかと。これは、やっぱり見直していくべきだと思いますけれども、養殖施設は8割まで復旧するという目標です。私は、漁船もやっぱりせめて8割ぐらいまでは3年間で確保するという目標にすべきだと思いますが、なぜこのようになっているのでしょうか。

○伊藤産業再生課総括課長 漁船の整備についてでございますけれども、計画数は6,152隻としておりますが、計画時点におきましては漁協等も被災しておきまして、どのくらいの要望があるのかというのなかなか正確に把握できない状況でございました。県としま

しては、大体5割を復旧させるという考え方のもとにこのような計画を設定したところでございます。その後、漁船につきまして国の予算措置がございましたし、おかげさまである程度高率の補助になったものですから、漁業者も漁業再開の意欲が増しまして、現段階では今年度の交付決定数は6,800隻ということで、6,152隻を超えているような状況になってございます。

計画についての見直しということでございますが、この実施計画は定期的に見直していくというような考え方を持ってございますので、今後見直す機会があれば、担当部局とこの点についても相談しながら検討していきたいと思っております。

○斉藤信委員 既に予算化のほうが隻数多いわけだし、私は5割程度の目標では漁業の再建にならないと思います。やっぱり最低でも8割以上、養殖施設と同じ規模で3年以内に漁船確保するというように、ぜひ見直しを検討していただきたい。実は、災害廃棄物の場合は580万トンと言っていたのが435万トンになったでしょう。災害廃棄物の目標は見直されているのですよ。だから、そういう形でどんどん見直すべきものは、ぜひ見直していただきたいと思います。

それと、30ページに、これは中小企業対策になるけれども、二重ローン対策で私はびっくりしたのだけれども、3年間の債権の買い取りが50件の目標なのです。ことし10件、10件達成となっておりますが、これは全然私は報告を聞いていないけれども、まだ岩手県は2件しかやっていないと思うのだけれども、3年間でたった50件の債権の買い取り、そして債権の返済猶予が50件ということでは、二重ローン解消の仕組みをつくった意味がほとんどないのではないかと。これも私は根本的に見直すべきだと思いますよ、目標を掲げるというのだったら。これを中小業者が見たら、がっかりきてだれも相談しませんよ、こんな目標だったら。どうですか。

○飛鳥川商工企画室企画課長 二重ローンのファンドの関係でございました。今回のこの取りまとめにつきましては、2月末時点ということで、まだ進行中のものがございます。当初この記載の際に、復興機構のほうにつきましては11月に設立をしております。その際には、今の再生支援機構というものが法案として通る、通らない、まだよくわからないという段階でございましたけれども、その後再生支援機構ということで、いわゆる小規模事業者、こちらへの支援機構も設立されたところでございます。そういったこともございまして、小規模のものにつきましてはそちらの再生支援機構がおおむね使われていく、一方で中核的な大きなものは復興機構を使っていくということから、目標値について暫定的に50件としたところでございます。これにつきまして、目標を設定するのがいいのか悪いのかということも議論は当然でございます。我々としても、これが県民のほうに広く利用できるものだとすることをPRすることが肝心だと思っておりますので、これにつきましては必要に応じて見直してまいります。

○斉藤信委員 実際にこの実施計画をつくった後に復興機構がつくられ、再生支援機構がつくられているということありますので、情勢大きく変わっていると思うので、1年経過

した段階で、私はやっぱり目標自身を見直すのは大胆に見直してやっていくと。ここには、10件債権買い取り見込みとなっていますが、これはかなり確定的なものなのでしょうか。

○飛鳥川商工企画室企画課長 実際に債権の買い取りが実施されたものは、2件になっております。ただ、復興相談センターのほうのお話を聞いたところ、現在30件ほどの案件で進んでいると伺っております。実際に今後買い取りが進んでいくと思いますけれども、その数についてはちょっと今御答弁できない状況でございます。

○斉藤信委員 31ページのところに中小企業被災資産修繕事業というのがありまして、これは今年度限りの事業で、結果的には439件、7億9,360万円余の事業になったということで、これは岩手県がいち早く打ち出して、全国的にも大変評価されたものですが、補正予算で積み上げたこともあるのですけれども、結果的にはグループ補助なんか回って、件数が439件にとどまって7億9,360万円余と。これは本当は内陸も対象にしてほしいという要望があったのだけれども、私は結果的にここにとどまったというのは極めて残念で、もっと対象を広げて最大限活用できるようにすべきだったのではないかと思います。今年度全体が流失した新築にも補助を出すということも出されていますが、この取り組み状況含めてちょっと示してください。

○飛鳥川商工企画室企画課長 まず、修繕の補助でございます。委員御指摘のとおり、4月末に国のグループ補助に先駆けてこの修繕費補助を6億8,000万円ぐらいで予算計上させていただいたところでございます。その後、少なかつたというような被災地のほうの御要望等も聞きまして、また補正予算で積み増しをして、グループ補助に回った最後の結果がこの金額、件数というようなことでございます。当初どうしても復旧ということは念頭にございましたけれども、やはりいち早く仮設店舗なり、修繕で被災地のインフラを整えるといった観点から、まずは優先順位として修繕の補助を創設したところでございます。一方、復旧の補助につきましては、今年度にも2月補正で1,800万円ほど計上させていただきまして、本格的には平成24年度の予算ということで今市町村とも打ち合わせをしながらやっているところでございます。

そして、その範囲の拡大ということのお話もございました。これにつきましては、いずれ当初被災地のほうからの人口流出、いろんな観点も勘案しながら、市町村と協議を進めてきた部分もございまして、その点につきましても今後も市町村と協議をしながら、また内陸とも調整をしながら、しかるべきそういった制度の見直し、対応をしていきたいと考えております。

○斉藤信委員 これで最後にします。廣田理事に最後お聞きしたいのだけれども、私は復興局はよくこういう資料をまとめていると思います。進捗状況をこういう形で整理していることは、大変県民にわかりやすいと思います。ただ、今まで取り上げたように、1年が経過して、目標が現実的でない、計画が現実的でないところもありますので、1年経過した段階で、私はやっぱり積極的に見直すところは見直し、前倒しするところは前倒すということで取り組む必要があるのではないかと、最後に廣田理事に聞いて終わります。

○**廣田理事兼復興局副局長** それぞれの項目につきましては、設定した段階から大分環境、条件が変わってきておりますので、委員のお話のものも含めて、適宜見直しを検討してまいりたいと思います。

○**伊藤勢至委員** 1点、2点お伺いをします。提案をしたいと思います。

15日のインターネットに静岡県の島田市ががれきの受け入れ表明をしてくれたと、議員発議のようでありましたが、残念ながら共産党の2名は反対ということのようでありまして、斉藤委員しっかりやってくれと、これは答弁を求めません。

総務委員会でちょっと発言をしたのでありますが、広域がれき処理という、全国でいろいろ応援をいただいていることには感謝を申し上げたいと思います。ただ、今我が日本はまだ地震がおさまっておりません。3日、4日前も北海道沖、青森沖でしたか、津波注意報が出るような震度がありました。その後、宮城県あるいは茨城県、日本海側でもあるということで、我々は発災前は宮城県沖地震、30年以内に90%と思っていたものが来たと思ったわけではありますが、残念ながらそうではなくて、3カ所を震源とする考えられないものが起きてしまったということではありますが、まだ日本はおさまっていないと。したがって、近いうちにまたどこかに来るのではないかという心の準備もしておかなければならないのかと思っておりますが、現在、他県あるいは東京都、いろんなところのがれき処理を引き受けてもらう形になっていますが、我々の社会というのは貸し借り、やりとりだと思っております。したがって、いつ来るかはわかりませんが、必ずそういうものがあつた場合に、今度は岩手県が受け入れる番だということも頭の隅に置かなければならないと思います。岩手県のもは受け入れてもらったが、仮にどこかにそういうものがあつた場合、岩手県は受け入れられませんでは、これはやっていけないと思うのです。

そこで、提案でありますけれども、現在第1クリーンセンターとして江刺、第2クリーンセンターとして九戸と、私はこれまで沿岸に漁業系廃棄物を処理するセンターがなかったことから、第3のクリーンセンターは沿岸に置くべきだという主張をしてまいりました。したがって、この際、第3のクリーンセンターを沿岸の中心に、時間がかかってもいいのですけれども、将来のことも見ながら、ある程度のボリュームのものを今から手をつけるべきではないかと提案をしたいと思います。今、仮設焼却炉で焼却をした焼却灰も江刺に運んでいくわけですから、江刺のキャパというのは無限大ではないわけでありますので、そういうことも考えつつ次の手を打つということから、やはり知事の Manifesto にも頼んで載せてもらいましたが、沿岸のしかるべきところに第3のクリーンセンターとして、特にも水産、漁業系の廃棄物も処理できるような処理場をつくってほしいとお願いしてきたのでありますが、この際考えるべきではないでしょうか。

○**伊勢環境生活企画室企画課長** 現在の災害廃棄物の処理にかかわりまして、第1クリーンセンターに埋め立てる焼却灰等はふえていくと考えられますので、予定より早く埋まってしまうというような可能性もあります。第3クリーンセンター、そういう名前かどうかはちょっとわかりませんが、そういったようなものについては検討していかなければ

ばならないと思っておりますが、今のところ私の段階でこれといったものを用意しておりませんので、これにつきましては担当課のほうに伝えていきたいと思っております。

○伊藤勢至委員 伊勢課長は頑張っても、そこまでの答弁というのはわかります。廣田理事からお土産をいただいて、終わりにしたいと思っております。

○廣田理事兼復興局副局長 第3クリーンセンターのお話でございまして、まず当面は第1、第2クリーンセンターがフル稼働するというところで、効果的な機能を見ながら、今後の課題というようなことで、それからもしそういったことになりましたら、アクションプランなり、あるいは長期計画のほうにも盛り込まなければならぬと思っておりますので、そういったお話があったということで、関係部なり、あるいは幹部のほうでもいろいろ議論していきたいと思っております。

○田村誠委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○田村誠委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平井理事等から発言を求められておりますので、これを許します。

○平井理事兼復興局副局長 先ほど午前中に福井せいじ委員から御質問のありました防災集団移転促進事業で、進まなくなっている戸数ということでございますけれども、ちょっとその進まなくなっている戸数そのものを把握するというのは困難な状況でございます。ただ、今予定している戸数等は把握できておりますので、それを御紹介したいと思います。

防災集団移転促進事業につきましては、先ほど嵯峨委員の御質問の中で、交付金事業にのせているのが35地区というお答えをいたしましたけれども、それ以外に予定している地区数も含めると、67地区程度になるのではないかと。これは、今後の住民とのやりとりの中で、事業自体の変更もあり得るという前提でお聞き願いたいと思っておりますけれども、それで戸数につきましては4,200戸程度が対象になるであろうと見てございます。

それに対して、説明をしていく職員でございますけれども、防災集団移転を予定している7市町村でそういった計画案件に従事している人の数は46人でございます。それに現在県、市町村、それから他都道府県等からの応援を含めましても、六十数名というオーダーにしかならないということでございます。これにUR都市機構が各市町村に1名から3名入ってございますので、そういったオーダーの職員数で対応しているということでございまして、大変な御苦勞をおかけしながら進めているということでございます。今後個別の状況を見ながら、県としても困難が生じた場合にはしっかりとサポートをしていきたいと思っております。

○森企画課計画課長 午前中に斉藤委員のほうから御照会のありましたクリーンエネルギーの導入状況について御説明申し上げます。

暫定版の5ページの一番下の行でございまして、平成23年度5カ所ということになっておりますが、この5カ所は釜石市、大槌町、山田町、野田村、洋野町の5市町村でござい

す。内容といたしましては、役場の仮設庁舎の照明器具、LEDとか太陽光とかの照明器具、あとは避難階段への太陽光発電システムの設置等でございます。これは、企業局の地域貢献活動の一環として実施させていただいているものでございます。

○田村誠委員長 それでは、質疑を続行いたします。

○渡辺幸貫委員 午前中の質疑で伊藤委員から産廃処分場の話がございました。それに関連いたしまして、江刺には第1処分場で皆さんからの今の焼却灰を含め、全部引き受けているのでありますが、放射能管理はしっかりできているか、しっかりしてもらいたいという思いを込めて質問します。

○伊勢環境生活企画室企画課長 岩手クリーンセンターにつきましては、8,000 ベクレル以下のものを埋め立てするということになってございます。現状におきましては、高くても3,000 ベクレル以下、一般的には1,000 ベクレル程度のものが増えてございます。管理でございますけれども、処分場の敷地境界、要するに一番外側のところに関しまして、月1回ずつ測定しております。現状におきましては、自然界のものまで含めまして0.11から0.1 マイクロシーベルトという値になっておりますので、追加被曝量の限度の年間1ミリシーベルトが毎時0.23 マイクロシーベルトでございますので、それより低い値ということになっております。

なお、埋め立て処分後には土など埋伏いたしますので、年間10 マイクロシーベルト以下で、これは健康に対するリスクは無視できる程度という状態になるということになっております。

○神崎浩之委員 私は、一つ廣田理事にお願いをいたします。

最初に、暫定版の概要版を見せていただきまして、説明が、中間目標に対してであります。何と約85%が計画以上、順調ということでありまして、遅れ、未実施が15%というような説明でありました。これは、確かに中間目標に対する達成率ではあると思うのですが、一般的にこういう話を聞くと、何で全然進んでいないのに85%も計画以上だ、それから順調だということ、おくられているのが15%ぐらいだよという感じを持つわけです。それに対して、やはり全然がれき進んでいないのではないかとということで、そういう気持ちが議員だけではなくても、一般の方にもあると思われま。

そんなことで、例えばこれから10年にもなるであろう復興に対する進捗状況の数値とか、目標とか、進捗状況のあらわし方について、これでいいのかなという思いがあつて質問をいたします。アクションプランの説明にもあつたのですが、そもそも達成率100という数字が多くて、そもそもその100という目標の設定の仕方がちょっといかなものではないかなということは、ほかの委員からも出ておつたことであります。県の説明を聞くと、非常に立派な数字を上げるようなことがすごくお上手だなと、正直な話私は感じているのです。政治家も結構ほら吹きだと言われながらも、こんな立派にやっていますというような数字は、なかなかうまいなと思つて見させていただいております。例えば18ページにもこころのケアセンターを設置するというので、確かにこころのケアセンターは設置

しておりますから、100%になっているのですけれども、問題はこここのケアセンターを設置することによって、例えば自殺者がゼロになったとか、そういう中身も重要なのです。ただ設置すればいいということではなくて、やっぱりそういう進捗管理をしていただきたい。

あとは、例えば先ほどもありましたけれども、31 ページに復興ファンド、二重ローン対策等ありまして、これも達成度が 100%という数字が出ておりまして、確かに復興機構はつくったと。つくったのだけれども、それで 100%でいいのかということです。問題なのは、これをつくることによって、いかに商売をやっている方が商売を再興できたのかということだと思っているのです。中小企業対策をいろいろやっているのですが、こういう事業をやった、こういう計画を立てた、それからこういう事業を組み立てたというところが出ているのですけれども、それに対して、ことしは 300 件商店が復活しましたよとか、そういう中身のほうでやっぱり進捗を管理していかなければならないし、我々も含め一般の方も進んでいないのに、何だこの数字はという誤解があるのではないかなと思っています。

そこで、廣田理事には、今後やはりそういうことを後輩に指導していただきたいなと思っています。県というのは、計画を立てる、事業を組み立てる、実施するというのが目的ではなくて、その後の中身ですよ。結果として、県民、それから商店が助かったということを、そこを管理していかなければだめだと思っていますので、それについてお願いしたいと思います。

○廣田理事兼復興局副局長 目標値の進捗管理と実際の被災者なり県民の方々の実感の差ということの御指摘かと思っています。これは、今回の復興計画に限らず、議員がおっしゃったアクションプランのほうでもいろいろと議論されている件でございまして、我々としましてはその計画策定した段階で、目標設定した段階で、ある程度視野に入った目標値を立てておりますので、それらを振り返りますれば、結果としてこういう数字になったというようなことで、それは御理解願いたいと思いますけれども、ただやっぱり実感がそれに伴わないというようなことであれば、その数値の設定の仕方なりが本当にそれでいいのかという懸念はあろうかと思っています。その辺は、これから策定していく際に留意していきたいと思っています。

具体的な話については、平井理事のほうからコメントいたします。

○平井理事兼復興局副局長 実感を伴った、あるいは結果としてどう出ているのだということにつきましては、先ほどちょっと御紹介した最初のペーパーにいろんな調査のことが書いてございます。例えば復興ウォッチャー調査ですとか、事業所の復興状況調査というものも計画しておりまして、こういった調査でそういう客観的にどこまで進んでいるのだということをつかまえたいと。それから、県民の意識の中でどれだけ復興したと考えていただけるかということについては、県民意識調査をやるということでもございまして、きょうちょっと分厚くなったので目立ったかもしれませんが、これは県がやる仕事とし

てどこまで目標を達成したかということにすぎない、すぎないという言い方をいたしますけれども、ものでございます。それにしても、85%ということは、ちょっとその数字が大きくなったものですから、そういうイメージを持たれたことはちょっと計算外だという気もいたします。

いずれ実施計画は、我々がこういうことをやっていきますという宣言のようなものですから、先ほど申し上げました客観指標をつかまえてみて、足りないところがあれば実施計画自身を変えていくという性格のものでございますので、そういった意味での実施計画の見直しですとか、あるいは結果も、客観指標もあわせて公表していくことにつきましては、工夫していきたいと考えております。

○工藤大輔委員 この資料等拝見させていただき、しっかりまとめられて進められているなというような思いを持っています。

そのような中で、復興実施計画における主な取組の進捗状況についてなのですが、午前中の審議等でもございましたとおり、例えばがれきの項目の部分を見ても、主な取組の進捗状況の中には、撤去の分のみの記載となっています。ただ、本質問題からすれば、撤去から処理に向けての対策がやはり今一番の課題になっているということですので、載せる指標や目標設定の評価等について、何が一番の本質的課題なのかということをしつかり見きわめた形で載せながら、県民の方々にもよくわかるように工夫をしてやっていただきたいということ。

そして、これからこの主な取組のまとめ方なのですが、100%もう既に達成したというようなものがある際に、今後それらをこれからも載せ続けるのか、また新たな指標、課題を載せるのか、今後主な取組のまとめ方、指標の提示の仕方、進捗状況の報告の仕方はどのように行おうとしているのかお伺いしたいと思います。

また、ただいま神崎委員のほうからもあったわけですが、第1期目標と年度目標の進捗状況を見れば、この資料のとおりだと思います。最終目標に対してどのような進捗かということも当然必要な視点ですので、これからその時々を見て、共通認識を持てるように、それらについても工夫していただきたいと思ひますし、また各ツールを通して調査結果をまとめたものの中で新しい課題、大きい課題が発生した際には、やっぱり柱立てをしつかりして、それらについてこのように取り組んでいる、このような課題があるのだというような形で、計画の管理を実施していただきたいと思ひます。

それで、今申し上げた点等につきまして、御所見をお伺いします。

○平井理事兼復興局副局長 まず、主な取組の進捗状況のがれきの部分の表現につきましては、御指摘のとおり処理率も載せるべきと考えておひまして、次回からは修正をさせていただきます。

それから、100%になったものも載せ続けるかということにつきましては、それはその限りではなくて、その時々課題の大きさに応じて、この主な取組の進捗状況で取り上げる指標についても見直しを絶えず図ってまいりたいと考えてございます。

それから、課題と見直しの考え方の中で、進捗ということと、それから新しい課題が出てきたときにという観点も御指摘いただいたかと思いますが、新しい課題が出てきたときには、これは実施計画そのものの見直しにつながるのかと思いますけれども、それに呼応して主な取組の進捗状況についても柔軟に見直しを図ってまいりたいと思います。

○**工藤大輔委員** 先ほど、がれきの件は、一つの例として申し上げましたが、その他の項目のところもいま一度また精査をしていただいて、より現実の本質の課題に沿った形で御提示いただきますようによろしくお願いします。

○**田村誠委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**田村誠委員長** ほかに質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

執行部の皆さんは御退席されて結構です。大変御苦労さまでした。

次に、日程第3、現地調査についてであります。配付資料2のとおり、4月19日及び20日の日程で沿岸地域の広域振興局等における復旧、復興に係る取り組み状況について現地調査を実施したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田村誠委員長** 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、4月の現地調査以降の委員会調査についてであります。6月の閉会中に昨年11月に実施した6市町村以外の沿岸6市町村について現地調査を実施することとし、詳細については世話人会で協議の上、各委員に通知することといたしたいと考えておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田村誠委員長** 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、日程第4、災害廃棄物の広域処理に係る岩手県議会の対応についてであります。災害廃棄物の広域処理を促進するため、県議会としても積極的に他県に要請することが必要であると考えられます。つきましては、第1弾として3月下旬から4月中旬までの間において、委員5名程度の班を3班編成し、他県議会等に要請活動を実施することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○**及川あつし委員** 議会として、広域処理が促進されるように対応していくということは非常によろしいことかと思えます。詳細の計画案なるものを事務局を通じて過般いただいでわけでありまして、その内容については、予算特別委員会の話をぶり返すわけではないですけれども、世話人会について、我々は意思形成過程にかかわっておりませんので、少し意見を申し上げたい点があるのですが、この点についてはきょうお話しするべきでしょうか、どこでお話しするべきでしょうか。

○**田村誠委員長** どうぞ、ここで結構ですので、お話しください。

○**及川あつし委員** きょうは配られていないのですか、その資料は。きょうは配られてい

ないようなので、この前事務局の方が持ってきたのが内々の伝達なのか、何なのかよくわかりませんので、何できょう配っていないのかも含めて、ちょっと前提になるので、示してもらえますか。

○田村誠委員長 実は今、日程調整等々をやっている最中で、まだその日程調整が決まっておらないものですから、資料等の配付については控えさせていただいたと。今後日程調整が決まり次第、皆様に御報告、御説明を申し上げながら対応していきたいと考えてございます。

○及川あつし委員 では、この前のペーパーは一体何だったとかという報告が我々に一切ないし、事務局の方が来たときに、そうしたアクションについては大いにやるべきだろうという意見を我々申し上げました。ただし、要請に行く先についての選定のあり方について、何を基準に行き先を選んでいるのか、我々にはわからなかったし、予定地については関東以北の都道府県が中心だったように思うわけですが、今、西側の府県並びに市町村のほうも原案なるものが我々に示された後にいろんな動きがあるわけですけれども、原則を決めて訪問先をやらないと、何でこっちに要請に来てこっちに来なかったのだという話に当然なりかねませんし、今本当に我々が進めなければならないのは、広域処理の推進を効率的にメッセージ性を持ってやるという意味では、非常に機械的な訪問地の選定ではないかなと思いましたので、その点は意見を申し上げる場面がありませんでしたので、事務局の方にお伝えしましたが、その件についてはどういう扱いになっているのか、あとこれからいろいろ計画を練るときに、我々も意見があるわけですけれども、どういう形で申し上げるべきなのか、また予算特別委員会のようにもめたくありませんので、お尋ねいたします。

○田村誠委員長 要請先の検討の件でございますけれども、これから要請先を追加していくためにも、先方との調整が整い次第、順次追加要請をしてまいりたいと、そのように考えてございまして、その際は改めて御意見を伺いながら決めてまいりたいと考えておりますので、御了解をいただきたいと思えます。

それから、世話人会の運営についてでございますけれども、当職としては今後、適時的確に世話人会を開催し、原案をお示ししながら、各会派の御意見も丁重に伺い、調整していく考えでありますので、御了承賜りたいと思えます。

○及川あつし委員 どういうところに訪問するかという原則がないと、後でせつかくの趣旨と違う問題も生じかねないと思うので、どういう地域に、どういう自治体に要請に行くのかという原則は、あらかじめぜひ示してもらいたいなと思えます。

あと、また申し上げる場面がないのであれですけれども、世話人会に入れろとは申し上げませんが、経過を、意見の成熟過程を知らせられるように、オブザーバー参加が認められるように、当特別委員会についても世話人会で十分協議の上、諮られたいと思えますので、よろしく申し上げます。

○田村誠委員長 まず、第1点目、今後の訪問先でございますけれども、基本的には今ま

で協力的といいますか、前向きに取り組んでいただいている県をまず最優先してとりあえず行こうということがありましたし、今後日程等々の関係もございしますが、全県とまではいかないにしても、協力要請はできる限りしていきたいと考えてございます。

それから、先ほどの委員会の運営についてでございますが、いずれ各会派の御意見を丁重に伺い、調整していくという考え方でありますので、御了承を賜りたいと思います。

○及川あつし委員 訪問地の選定については、今申し上げたように関東以北のところに偏っていたと思いますので、今、大阪府が知事中心に意向を示しておりますし、大阪の埋立地については広域の処理をやっているところであり、非常に大事なポイントの1カ所であると思うので、西のほうについても早急に派遣する班をつくってやっていくことが全国的な情報発信にもつながると思うことから、関東以北に偏らないように御配慮をぜひお願いしたいと思います。

○田村誠委員長 ただいまの貴重な御意見は、世話人会等で十分に議論をして取り組んでいきたいと思います。

○渡辺幸貫委員 今、及川委員から話がありましたけれども、委員長からのお話ですと、皆さんによく諮ると、世話人会の結果も。ただ、時間がないのではないかというか、一日も早く受け入れるところをやっぱり説得していくというのが私たちの使命でもあると思います。そういう意味では、今の大阪府だとか、いろいろ御意見あったら受けてもらって、あとは世話人会なりで取りまとめ、私たちはそれに従っていくということのほうが現実的ではないかと、また集まるといってもなかなか日にちがながいのではないかとと思うので、そういう意見を聞きながら、私はお任せをしたいと思います。

○田村誠委員長 わかりました。いずれ両者の御意見を十分に参考にしながら、今後の運営に努めていきたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 それでは、具体的要請先と日程、派遣議員、要請文書などについては、世話人会を通じて皆様に調整をお願いしたいと考えておりますので、御了承願います。

次に、その他であります、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。